

# 工事請負随意契約理由書

発注担当課(室): 児童青少年課

- 1 工 事 名 戸田第一小学校改築等工事(Ⅲ期)第1学童保育室新築工事
- 2 工 事 場 所 戸田市地内
- 3 種 別 建築工事業
- 4 契 約 締 結 日 令和6年5月28日
- 5 契 約 業 者 名 中島建工株式会社 代表取締役 中島 道宏
- 6 契 約 業 者 所 在 地 埼玉県さいたま市浦和区領家5丁目12番20号
- 7 工 期 契約締結日の翌日 から  
令和6年10月18日 まで
- 8 契 約 金 額 115,170,000円
- 9 工 事 概 要

学童保育室新築工事、外構整備工事(鉄骨プレハブ造 地上1階建て)

## 10 随意契約の相手方を選定した理由

業者選定に当たっては、隣接地で「戸田第一小学校改築等工事(Ⅲ期)屋内運動場等解体及びグラウンド整備工事」を施工している中島建工株式会社が当該工事を請け負うことで、一体的な工事管理を行い、効率的な仮設計画等により安全性の向上及び工期の短縮が図れると判断したため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当)

# 工事請負随意契約理由書

発注担当課(室): 教育総務課

- 1 工 事 名 小学校(西部)防犯対策改修工事
- 2 工 事 場 所 戸田市地内
- 3 種 別 とび・土工工事業
- 4 契 約 締 結 日 令和6年10月16日
- 5 契 約 業 者 名 岡島塗装株式会社 戸田支店
- 6 契 約 業 者 所 在 地 埼玉県戸田市喜沢2-10-6
- 7 工 期 令和6年10月17日 から  
令和7年3月31日 まで
- 8 契 約 金 額 67,045,000円
- 9 工 事 概 要

・新曾小学校 防犯フェンス設置122.4m  
・美谷本小学校 防犯フェンス設置330.6m、電気錠設置  
・笹目小学校 防犯フェンス設置306.9m、電気錠設置  
・笹目東小学校 防犯フェンス設置221.7m、電気錠設置  
・美女木小学校 防犯フェンス設置73.3m、電気錠設置  
・芦原小学校 防犯フェンス設置11.4m、電気錠設置

## 10 随意契約の相手方を選定した理由

当該業者は2回目の開札時において、唯一の入札参加者かつ落札候補者であったが、入札参加資格の要件における「平成31年4月1日から告示日までに、国又は地方公共団体が発注した建築工事業又はとび・土工工事業の建設工事を元請けとして完成させた実績を有するもの」に該当しないことが判明したため、辞退することになった。

しかし、建設業許可については要件を満たしていること、及び本市の学校校舎の塗装工事の受注実績が多くあり、工事の中ではフェンスの設置や基礎の設置等を実施しているため建築工事業及びとび・土工工事業の十分な実績と専門的な見識があること、並びに教育総務課で聴取したヒアリングにおいて受注のための準備を計画的に進めている状況が確認でき、引き続き受注に対する意向が確認できたことを根拠として、見積徴取業者に選定した。

# 工事請負随意契約理由書

発注担当課(室): 教育総務課

- 1 工 事 名 中学校防犯対策改修工事
- 2 工 事 場 所 戸田市地内
- 3 種 別 とび・土工工事業
- 4 契 約 締 結 日 令和6年10月16日
- 5 契 約 業 者 名 岡島塗装株式会社 戸田支店
- 6 契 約 業 者 所 在 地 埼玉県戸田市喜沢2-10-6
- 7 工 期 令和6年10月17日 から  
令和7年3月31日 まで
- 8 契 約 金 額 58,300,000円
- 9 工 事 概 要

・戸田中学校 防犯フェンス設置416.7m、電気錠設置  
・戸田東中学校 防犯フェンス設置326.4m  
・喜沢中学校 防犯フェンス設置135.7m、電気錠設置  
・新曽中学校 防犯フェンス設置139.0m、電気錠設置  
・笹目中学校 防犯フェンス設置107.8m、電気錠設置

## 10 随意契約の相手方を選定した理由

当該業者は2回目の開札時において、唯一の入札参加者かつ落札候補者であったが、入札参加資格の要件における「平成31年4月1日から告示日までに、国又は地方公共団体が発注した建築工事業又はとび・土工工事業の建設工事を元請けとして完成させた実績を有するもの」に該当しないことが判明したため、辞退することになった。

しかし、建設業許可については要件を満たしていること、及び本市の学校校舎の塗装工事の受注実績が多くあり、工事の中ではフェンスの設置や基礎の設置等を実施しているため建築工事業及びとび・土工工事業の十分な実績と専門的な見識があること、並びに教育総務課で聴取したヒアリングにおいて受注のための準備を計画的に進めている状況が確認でき、引き続き受注に対する意向が確認できたことを根拠として、見積徴取業者に選定した。

# 工事請負随意契約理由書

発注担当課(室): まちづくり区画整理室

- 1 工 事 名 新曽沖内児童遊園地改修工事
- 2 工 事 場 所 戸田市地内
- 3 種 別 土木工事業
- 4 契 約 締 結 日 令和6年12月27日
- 5 契 約 業 者 名 株式会社ジンワ
- 6 契 約 業 者 所 在 地 埼玉県戸田市本町5丁目11番15号
- 7 工 期 令和6年12月27日 から  
令和7年3月31日 まで
- 8 契 約 金 額 5,682,600円
- 9 工 事 概 要

土工	一式
撤去工	一式
舗装工	As舗装:26.0㎡、Co舗装:7.7㎡、ダスト舗装:2.8㎡
給水工	給水管:10.3m
排水工	排水管:10.0m
電気設備工	電線管:2.7m ケーブル:3.2m
施設整備工	園名板・掲示板移設:1基、UNフェンス:37.7m、車止め:2基、防球ネット支柱:1箇所

## 10 随意契約の相手方を選定した理由

本件工事に係る3回の入札はいずれも応札者がいない入札不調となる結果に至りました。そのため、令和6年度内の工事完了を目的に、契約方法を随意契約といたしました。なお、本件は入札不調となった結果に基づき、本来は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号(競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき)による随意契約とするところですが、再度発注するに当たって、最新単価への入れ替えに伴う予定価格の変更を行っており、第8号が適用できないことから、同第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)による随意契約に至りました。また、本件随意契約に当たり、前回の指名競争入札時の指名業者であり、かつ本件工事の施工及び工期内の完了が見込まれる上記業者を選定しております。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当)